

産業廃棄物（管理型）最終処分場の維持管理基準適合表

産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（総理府・厚生省令）

番号	基準の内容	対応状況	適・否
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流失しないように必要な措置を講ずること。	埋立後は速やかに重機による締固めを行い、覆土を行うことで飛散、流失させない。また、飛散・流出防止措置の一つに堰堤工を2基設置している。	○
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立後は速やかに覆土を行い、悪臭の発散を防止する。	○
3	火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えておくこと。	浸出液処理設備の管理室内に3基の消火器を備え、散水車（4 m ³ 積み）を常時満水常態に用意する。他に消防ホースも用意。	○
4	ネズミが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。	ネズミ、ハエは見えないが発生を防止するため必要に応じて薬剤を散布する。	○
5	囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止できるようにしておくこと。（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	処分場入口は二重の門扉で、休日、夜間は施錠している。その他外周は急峻な尾根に囲まれており外部より安易には侵入できない。	○
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札は処分場入口横の見やすい場所に設置し、記載内容に変更が生じた場合には速やかに書き換えている。	○
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等は月1回の定期点検を行い、台風等の異常時には当日又は翌日に点検し、異常が確認されれば速やかに対策を講じている。	○
8	廃棄物の荷重その他予想される負荷により遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合は、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	底面部は厚さ50cmのクッション砂で覆っている。法面部は直に剛性のあるものが触れないようにフレコンバッグに入った柔らかい物を当て遮水工を防護している。	○
9	遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	週に1回、台風等の異常時には翌日に遮水工の点検を行い、破損等が確認されれば速やかに修復をしている。	○
10	最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。	処分場周縁に3カ所の地下水監視井戸を設置している。	○
イ	埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度またはダイオキシン類を測定、記録すること。	埋立処分は供用中であり要求される検査は過去（2004年9月13日採取日）にやっているが、変更後の使用前検査時に再度検査する。	○

番号	基準の内容	対応状況	適・否
ロ	埋立処分開始後、地下水等検査項目またはダイオキシン類について1年に1回以上測定し記録すること。	埋立処分は供用中であり要求検査項目は測定を実施し記録している。	○
ハ	埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定し記録すること。	埋立処分は供用中であり、要求検査項目は1ヶ月に1回以上測定をし記録している。	○
ニ	電気伝導率又は塩化物イオン濃度またはダイオキシン類に異常が認められた場合には、速やかに再度測定し記録するとともに地下水等監査項目についても測定し記録すること。	異常が認められた場合には基準通りに対応するとともに行政にも報告する。	
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	10に規定する水質検査をした結果、水質の悪化が認められる場合は原因究明を行う。現時点では不規則な変動であり雨水との関連が推測されるが恒常的に増加してはいないことと、地山が対象であり水分析の継続対応となる。	
12	雨水が入らないよう必要な措置が講じられるべき埋立地には、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	該当無し	
13	調整池を定期的に点検し、損壊すると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	週に1回以上調整池を目視点検している。躯体に異常が目視されれば打音検査等を行い、損壊に繋がるなら必要な対策を講ずる。	○
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと		
イ	放流水の水質が排水基準に適合することとなるように維持管理すること。	排水基準適合は当然とし自主基準を満たすよう管理する。日々の計測管理データより添加剤の加減、水温調整、放流水量の調節等を行っている。	○
ロ	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	浸出液処理設備はほぼ毎日点検をしている。異常があれば即対応している。	
ハ	放流水の水質検査を次により行うこと。		
(1)	排水基準等に係る項目およびダイオキシン類について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	対応している。	○
(2)	水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定し記録すること。	対応している。	○

番号	基準の内容	対応状況	適・否
2	浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させる為に設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊の恐れのある部分には有効な防凍のための措置が講じられていること。	保有水は導水管、配管等を凍らせない温度を有しているため、その必要性はない。	
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備より埋立地の外に廃棄物が流失することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	埋立地周囲に敷設した排水路は週に1回点検を行っている。堆積した落ち葉、土砂の撤去を行い機能を回復させている。	○
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	有孔排水管兼用の通気管を設けている。	○
17	埋立部分が終了した埋立地は、厚さが概ね50 cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立終了した部分は厚さ1mの覆土を行い、開口部を閉鎖している。	○
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために、必要な措置を講ずること。	埋立地は順次、植栽や緑化を行い覆土表面が損壊するのを防止する。	○
19	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	残余量は年度当初に測量して把握して記録している。	○
20	埋め立てられた廃棄物の種類、及び数量最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋立した廃棄物の種類、数量はマニフェストによる管理、処分場の維持管理は点検項目の検査及びその他の措置を記録している。特にトレスビリティの必要なアスベストは埋設場所、日時、数量を記録している。	○